

金融窓口サービス技能士受検対策講座 2 級・3 級共通 追補資料

2019 年 4 月 1 日から 2019 年 10 月 1 日までの
年金関係等の主な改正項目および留意点

本資料は原則として 2019 年 8 月末日現在の法令等に基づき構成しています

●年金関係

雇用保険

1. 雇用保険の基本手当日額最高額と最低額の引上げ

2019年8月1日から、求職者給付における基本手当について、受給できる失業給付の1日当りの支給額（基本手当日額）の年齢区分ごとの最高額と最低額が引き上げられました。

基本手当日額は、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇や低下の比率に応じ、毎年8月1日から変更されます。2018年度平均給与額は、2017年度に比べて約0.89%の上昇となりました。

これに伴い、2019年8月1日より、基本手当日額の最高額と最低額も下記のとおり引き上げられています。

基本手当日額の最高額

年 齢	基本手当日額の最高額
～29 歳	6,815 円
30 歳～44 歳	7,570 円
45 歳～59 歳	8,335 円
60 歳～64 歳	7,150 円

基本手当日額の最低額（すべての年齢） 2,000 円

2. 高年齢雇用継続給付金の支給限度額の引上げ

2019年8月1日から、高年齢雇用継続給付金の支給限度額が36万3,359円に引き上げられました。2019年8月1日からは、支給対象月に支払われた賃金が36万3,359円以上である場合、高年齢雇用継続給付金は支給されません。賃金+高年齢雇用継続給付金の合計が36万3,359円を超える場合は、36万3,359円から賃金を差し引いた額が支給されます。

高年齢雇用継続給付金

支給限度額 36万3,359円

最低限度額 2,000円

60歳到達時等の賃金月額

最高額 47万6,700円

最低額 7万5,000円

3. 育児休業給付金の支給限度額の引上げ

2019年8月1日から、育児休業給付金の支給限度額が以下のように引き上げられました。

休業開始から6カ月	(支給率 67%)	30万4,314円
休業開始から6カ月経過後	(支給率 50%)	22万7,100円

4. 介護休業給付金の支給限度額の引上げ

2019年8月1日から、介護休業給付金の支給限度額は以下のように引き上げられました。

支給限度額	(支給率 67%)	33万5,067円
-------	-----------	-----------

年金生活者支援給付金

2019年10月1日より、年金生活者支援給付金制度が創設されます。

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、公的年金に上乗せして支給されるものです。

請求書の受付や給付金の支払等の事務手続は日本年金機構が行います。

年金生活者支援給付金の種類、支給要件、給付額は以下のとおりです。

1. 老齢年金生活者支援給付金

【支給要件】

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受給している
- ② 同一世帯の全員が市町村民税非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9,300円（注）以下である
（注）毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定されます。

【給付額】

基準額（月額5,000円）に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）
= 5,000円（注1）× 保険料納付済期間 / 480月

② 保険料免除期間に基づく額（月額）
= 1万834円（注2）× 保険料免除期間 / 480月

（注1）毎年度、物価変動に応じて改定されます。

（注2）保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は1万834円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,417円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。

2. 補足的老齢年金生活者支援給付金

老齢年金生活者支援給付金の所得要件を満たさない方に、老齢年金生活者支援給付金を受給する人と所得総額が逆転しないために、補足的に支給されます。

【支給要件】

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受給している
- ② 同一世帯の全員が市町村民税非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が77万9,300円（注）を超え87万9,300円以下である

（注）毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定されます。

【給付額】

基準額に、保険料納付済期間に応じて算出された次の①の額に、一定割合を乗じて逡減した額となります。なお、保険料免除期間は算定の対象になりません。

- ① 保険料納付済期間に基づく額（月額）
=5,000円（注）× 保険料納付済期間 / 480月

（注）毎年度、物価変動に応じて改定されます。

3. 障害者年金生活者支援給付金

【支給要件】

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金を受給している
- ② 前年の所得額が「462万1,000円＋扶養親族の数×38万円（注）」以下である
（注）同一生計配偶者のうち70歳以上の人または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

【給付額】

障害等級が2級の方 5,000円（月額）

障害等級が1級の方 6,250円（月額）

4. 遺族年金生活者支援給付金

【支給要件】

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受給している
- ② 前年の所得額が「462万1,000円＋扶養親族の数×38万円（注）」以下である
（注）同一生計配偶者のうち70歳以上の人または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

【給付額】

5,000円（月額）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれに支給されます。

5. 年金生活者支援給付金の支払等について

① 年金生活者支援給付金の支払

年金生活者支援給付金は、2カ月分を翌々月の中旬（年金支給日と同じ）に年金の受取口座に振り込まれます。振込は年金とは別になります。

② 給付額の改定

年金生活者支援給付金は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）があります。

③ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

次のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

- ・日本国内に住所がないとき
- ・年金が全額支給停止のとき
- ・刑事施設等に拘禁されているとき

金融窓口サービス技能士受検対策講座 2 級・3 級共通 追補資料

2019 年 4 月 1 日から 2019 年 10 月 1 日までの
年金関係等の主な改正項目および留意点

2019 年 10 月 1 日発行
編著者 きんざい 教育事業センター
発行所 株式会社きんざい
〒160-8520 東京都新宿区南元町 19
T E L 03-3355-2351

禁無断転載